

午前十時開議

○**畠山晋一委員長** ただいまから都市整備常任委員会を開会いたします。

○**畠山晋一委員長** 本日は議案審査等を行います。

それでは、1議案審査に入ります。

議案第四十二号「世田谷区建築物の建築に係る住環境の整備に関する条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

本件について、理事者の説明を求めます。

○**菊池建築調整課長** それでは、議案第四十二号「世田谷区建築物の建築に係る住環境の整備に関する条例の一部を改正する条例」について御説明いたします。

一ページを御覧ください。本件は、四月二十三日の当委員会で御説明した案件で、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の改正に伴い、規定の整備を図る必要があるため、本案を提出するものでございます。

二ページを御覧ください。改正内容です。中ほどから、条例第二条第七号ア（ウ）中「第五条第十七項」を「第五条第十八項」に改めます。

附則としまして、条例の施行日を規定しております。

御説明は以上でございます。

○**畠山晋一委員長** ただいまの説明に対し御質疑がありましたら、どうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**畠山晋一委員長** それでは、意見に入ります。

本件について御意見がありましたら、どうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**畠山晋一委員長** これより採決に入ります。

お諮りいたします。

本件を原案どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**畠山晋一委員長** 御異議なしと認めます。よって、議案第四十二号は原案どおり可決と決定をいたしました。

以上で議案審査を終わります。

○**畠山晋一委員長** 次に、2 閉会中の特定事件審査（調査）事項についてお諮りいたします。

ㄐ 都市整備について

ㄑ 住宅政策について

ㄒ 交通政策について

とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**畠山晋一委員長** 御異議なしと認め、そのように決定をいたします。

○**畠山晋一委員長** 次に、3 協議事項に入ります。

㊦ 次回委員会の開催についてですが、年間予定である五月二十七日水曜日午前十時から開催したいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**畠山晋一委員長** それでは、次回委員会は五月二十七日水曜日午前十時から開催することと決定をいたします。

以上で協議事項を終わります。

○**畠山晋一委員長** そのほか何かございますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**畠山晋一委員長** 以上で本日の都市整備常任委員会を散会いたします。

午前十時二分散会
